

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査及び定例監査
開催日時
令和7年2月26日（水） 午後1時30分から午後3時35分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他21名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等）
（検査及び監査の経過については非公開） (1) 令和7年1月分例月出納検査（下水道事業会計含む） 例月出納検査結果 ア 現金（預金）の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 定例監査（高齢福祉課及びスポーツ課） 定例監査結果（別紙のとおり）
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3160 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和7年4月16日

北名古屋市監査委員 吉 野 修 進

北名古屋市監査委員 井 上 一 男

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

高齢福祉課及びスポーツ課

対象期間 令和6年4月1日から令和7年2月26日までの所管事務

実施期間 令和7年2月4日から令和7年2月26日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

高齢福祉課及びスポーツ課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

＜高齢福祉課＞

主な所管事務は、高齢者福祉、高齢者福祉団体、高齢者福祉施設、高齢者福祉計画、介護保険料、要介護認定、介護給付及び予防給付、介護保険事業計画、地域包括ケア推進、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、地域包括支援センターの運営、任意事業、認知症対策、回想法事業、権利擁護、高齢者虐待に関する事務であ

る。

(1) 収入事務について

高齢者福祉施設使用料について、施設休館日の使用を許可していたが、休館日を変更することについて決裁に明記されていなかった。

(2) その他

事務全般において、受付印の押印漏れが散見された。

意 見

(1) 業務委託契約事務にあたっては、契約書に取り交わすべき事項が明記されるよう留意するとともに、締結した事項が着実に実施されるよう適切に管理されたい。また、内容が関係法令等に準拠したものであるか適宜確認されたい。

(2) 補助金の精算事務は、公益性及び公平性確保の観点から、補助対象団体の収支決算等を十分に精査した上で実施するべきものである。補助金が実質的に団体の内部留保に充当されることがないように、補助対象経費の額とその内容を明確にした上で、残余金が生じた場合は返還するよう指導されたい。

<スポーツ課>

主な所管事務は、スポーツ及びレクリエーション、体育施設、学校施設の開放、社会体育団体、スポーツ推進委員に関する事務である。

(1) 庶務事務について

公用車を利用した出張において、旅行命令簿（出張伺）が作成されていないものが散見された。

(2) 補助事業について

社会教育関係団体活動費補助金において、団体において補助金の使途を交付申請時から変更していたが、所管課にて経緯及び内容等の把握はあるものの、使途変更に係る事務手続きが取られていなかった。また、団体が市の社会体育施設を開場時間後に使用した事例があったが、開場時間の変更に係る事務手続きが取られていなかった。

意 見

(1) 使用料減免は条例等に規定する事由に該当する場合に限定し適用されるものであることから、必要に応じて減免事務の取扱いに係る規定を整備するなど、適切な運用となるよう留意されたい。

(2) 前払いにて業務委託をする際は、委託料の支払は役務の提供等の反対給付であ

ることに鑑み、委託した業務の進捗を適切に管理し、成果の確認及び完了検査を遺漏なく実施されたい。